

令和5年門真市教育委員会第12回定例会

開催日時 令和5年12月22日（金） 午後3時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 日程第4 承認第12号 臨時代理による事務処理の承認について  
(総合教育会議の招集について)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾

欠席委員

委員	満永 誠一
----	-------

事務局出席職員

副教育長	八木下 理香子
教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	峯松 大輔
教育部教育総務課長	高岡 華織
教育部教育企画課長	渡辺 廣大

久木元教育長 開会宣告 午後3時

- 日程第 1 会議録署名委員の指名  
久木元教育長より 高橋 元 委員を指名
- 日程第 2 会期の決定  
本日 1 日と決定
- 日程第 3 議案第31号 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則  
の一部改正について  
説明者 渡辺教育企画課長

議案書 1 ページをご覧ください。

本件は、令和 6 年 4 月の門真市立水桜小学校開校に伴い、通学区域を新たに定めるにつき、門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を一部改正するものです。

議案書 2 ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第 1 中、現在の脇田小学校及び砂子小学校の各小学校校区を削除し、水桜小学校の校区について新たに設定するものでございます。

なお、水桜小学校校区の対象となる範囲につきましては、2 校の校区を単純に合わせた範囲となっております。

なお、附則として、本規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長： 次に本来なら、すべての日程が終了するところですが、告示後に急施を要する案件がありましたので、日程第 4 を追加して先に審議してよろしいか。

[全委員異議なし]

日程第 4

承認第12号 臨時代理による事務処理の承認について  
(総合教育会議の招集について)

説明者 渡辺教育企画課長

総合教育会議の招集につきましては、教育委員会議の議決を得た上ですべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いするものであります。

追加議案書 1 ページをご覧願います。

令和 5 年12月19日付で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 4 項に基づき「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる事項」について協議していただきたく、市長に対し、総合教育会議の招集を依頼したものでございます。

[全委員異議なく、承認]

—すべての報告が終了—

久木元教育長            閉会宣言            午後 3 時06分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長    久木元 秀平

署名委員    高橋 元